

## 【令和元年度6月補正に係る市長提案説明要旨】

(R1. 6. 3)

令和元年度伊丹市一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、当初予算成立後の国及び県の動向や、社会情勢の変化等に対応するため、国庫支出金、県支出金、並びに地方債等を主な財源といたしまして、所要の措置を講じようとするものであります。

その主なものを申し上げますと、遊びや学び、多様な世代の人々との交流を通じて、子どもたちの健やかな成長を支援するための拠点施設である、新児童館の建設に係る工事や、市が寄附を受ける千僧今池の一部を、新庁舎整備工事に伴う仮設用地、及び新保健センター等複合化施設整備用地等として造成するとともに、千僧今池が市民の憩いの場となるよう設計業務を行うほか、こばと保育所の移転整備や、男女共同参画センターの開設に向けた準備など、公共施設マネジメント関連事業に係る経費等を、措置するものであります。

また、保育所入所選考事務へ人工知能、いわゆるAIを新たに導入することで、保育所入所申請者に対する入所選考結果通知の早期化、及び利用調整事務の効率化を図るとともに、寄附金を活用し、小学校校庭への体育器具の整備や、子どもの読書活動を推進するためのブックスタート事業の財源更正、生物多様性交流フェスティバルの充実など、所要の経費を措置しようとするものであります。

その他、平成30年度をもって廃止した、共同利用施設南畑センターの解体・撤去工事等や、兵庫県のモデル事業として実施する、災害時における要援護者支援に関する個別支援計画の策定などに係る経費等の措置を、講じようとするものであります。

その結果、第1条、歳入歳出予算につきましては、それぞれ3億3,696万3,000円を追加し、その総額を762億3,696万3,000円としようとするものであります。

また、第2条の、繰越明許費につきましては、先ほど御説明いたしました、千僧今

池の造成工事に伴う、新保健センター等複合化施設整備事業に係る基本設計、及び実  
施設設計の事業費について翌年度への繰越措置を、第3条の債務負担行為の補正につ  
きましては、新庁舎整備事業、新保健センター等複合化施設整備事業、及び児童館施設  
整備事業に係る債務負担行為の追加措置を、第4条の地方債の補正では、男女共同参  
画センター整備事業、及び児童館施設整備事業の実施に伴う地方債の追加、並びに共  
同利用施設等整備事業、及び保育所施設整備事業の事業費の増加に伴う地方債の変  
更の措置を、それぞれ講じようとするものであります。

次に、令和元年度伊丹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであり  
ますが、本案は、伊丹市介護保険条例の一部改正に伴う、低所得者の介護保険料の軽  
減強化について、所要の措置を講じようとするものであります。